法律の現場から 127

「司法修習生」とお金②
給費の復活へ

弁護士　新山　直行

前回は、裁判官や弁護士になるには無給で1年間、司法修習という研修を経なければならないという話をしてきました。他の研修制度（研修医や裁判所職員である書記官研修など）と比較して全く異質かつ悪質で、司法試験に合格しても修習には行かず民間就職する人も多くなっています。もっとも、弊害というのは、単に、修習を行う個々人の生活が大変になるというだけにはとどまりません。

「法曹」は一般社会の法的な紛争を解決するという公共的な性格を持っています。前回話をしたように優秀な人材が法曹という選択肢を選ばなくなり、質の低下を招きかねません。さらに、公共のために国費で給料を賄っていたところ、「自己の職業のためなのだから一切を自分で負担せよ」というのであれば、法曹になったあとの仕事は公共性から一歩ひいて営利性のみに傾くことになることも懸念されます。

他にも多くの弊害は貸与制移行前から議論されており、近年では、国も貸与制の問題を理解しはじめ、給与性が復活する方向になってきました。報道によれば、従前の半分程度の額を給費として与え、不足する者に対しては貸与をするというものです。大きな一歩ではありますが、やはり内容としては不十分であり、貸与のみとされた狭間の6年間の修習生への手当があるのかという問題もあり、まだまだ議論の余地があります。先月・今月の記事だけでは紙面の都合もありぎゅっと圧縮しましたが、気になる人は、『ベンゴマン・お金持ちじゃないと法律家になれない！？』（現代人文社）などをお手にとってみてください。

■名古屋北法律事務所　ちくさ事務所
名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306
（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）